

概要版

# 第2期 秩父市子ども・子育て 支援事業計画

令和2年度～令和6年度



令和2年3月  
秩父市



## 計画策定の背景

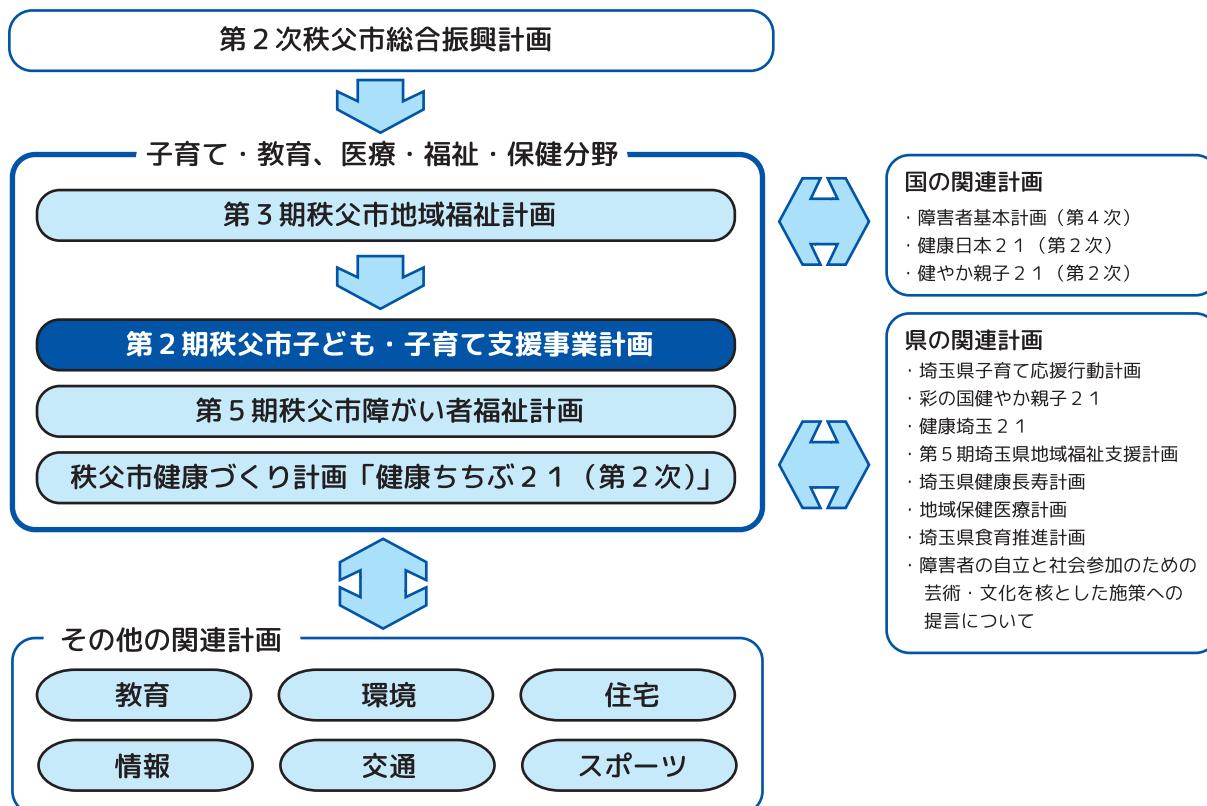
秩父市においては、平成 22 年 3 月に「秩父市次世代育成支援地域行動計画 子育てちちのきプラン（後期計画）」、平成 27 年 3 月に「秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、目標像（社会像）を「みんなで子育て・子育ちを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を掲げ、5 つの基本目標達成に向けた子どもの教育・保育、子育て支援に取り組んできました。

これらを踏まえ、本市では、すべての子どもや子育て家庭への支援を総合的に推進し、新たな課題や住民ニーズに的確に応えていくために「第 2 期秩父市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。



## 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 1 条の目的、第 2 条の基本理念を踏まえ、同法第 61 条に基づき策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「第 2 次秩父市総合振興計画（平成 28 年度～令和 7 年度）」を上位計画とした保健医療福祉分野の部門別計画として位置付けます。



## 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします



## 事業の体系

社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりを目指し、これまでの基本理念である「みんなで子育て・子育ちを支援し、応援する 温もり・安心のまち」を継承し、基本理念とします。

### 基本理念

## みんなで子育て・子育ちを支援し、応援する温もり・安心のまち (秩父版子どもの地域包括ケアシステム)

本計画の策定にあたっては、6つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した事業を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

### 基本的視点

- ①子どもの視点
- ②利用者（保護者）の視点
- ③「仕事と生活の調和の実現（ワーク・ライフ・バランス）」の視点
- ④「すべての子どもと家庭への支援」の視点
- ⑤「人づくりと次代の親づくり」の視点
- ⑥「地域の社会資源の効果的な活用」の視点

基本理念の実現のため、6つの視点を踏まえた5つの基本目標を設定し、各事業を展開するなかで、よりきめ細かな事業・取り組みを推進します。

### 基本目標

1 子ども、親、それぞれの成長の支援

2 子育てを楽しめる家庭づくり

3 学校を核とした地域における教育の推進

4 特色ある子育て・子育ち支援のための地域活動

5 子育てに配慮した労働環境の整備

### 取り組みの方向

(1) 子どもの自立支援  
(2) 「親育ち」への支援

(1) 子育てを楽しめるための支援  
(2) 子育て家庭への支援の充実  
(3) 母子保健施策の充実

(1) 学校教育等の充実  
(2) 信頼される学校づくりの推進

(1) 総合支援体制の整備  
(2) 子育て支援のネットワークづくりと充実  
(3) 子どもにやさしい生活環境づくり  
(4) 地域保健医療の連携と促進

(1) 仕事と子育ての両立  
(2) 子育て支援サービスの充実

## 基本目標1 子ども、親、それぞれの成長の支援

子どもの健やかな成長には、親自身の成長も大切です。子育ての不安や負担を軽減するため、地域で支える体制を整備し、子どもの成長を支援するとともに、「親育ち」を実感しながら安心と喜びをもった子育てができる支援を目指します。

### 取り組みの方向

(1) 子どもの自立支援

- ①子どもの人権を尊重した社会づくり
- ②「地域の教育力」の向上

(2) 「親育ち」への支援

- ①家庭教育への支援の充実

### 事業の方向

## 基本目標2 子育てを楽しめる家庭づくり

妊娠から出産、子育てまで、母子における健康が確保されるよう母子保健の充実を目指します。

また、近年の核家族化や地域コミュニティの希薄化による親の育児不安や子育てに伴う負担感の軽減、安全で快適な出産に関する出産準備教育や子育てにおける食育の推進を目指します。

### 取り組みの方向

(1) 子育てを楽しめるための支援

- ①子育て交流事業の充実
- ②ファミリー・サポート・センター事業の実施
- ③緊急サポートセンター事業の実施
- ④産前産後・サポート・センター事業の実施

(2) 子育て家庭への支援の充実

- ①経済的支援の充実
- ②ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ③子どもの貧困対策の推進

(3) 母子保健施策の充実

- ①子どもと母親の健康の確保
- ②「食育」の推進

### 事業の方向

## 基本目標3 学校を核とした地域における教育の推進

子どもの自主性や豊かな心の育成、心身の健やかな成長は、子どもが主体的に関わる活動や地域特有の自然・文化にふれることで形成されます。

次代を担う子どもたちが「生きる力」を身につけるため、学校等における教育環境の整備を推進します。

### 取り組みの方向

(1) 学校教育等の充実

- ①次代の親の育成
- ②豊かな心の育成
- ③健やかな体の育成
- ④幼児教育の充実

### 事業の方向

(2) 信頼される学校づくりの推進

- ①信頼される学校づくりの推進



## 基本目標4 特色ある子育て・子育ち支援のための地域活動

子どもの遊び場や居住環境、道路環境等において、子どもや子育て家庭に配慮した整備を進め、子どもと親の暮らしを豊かに安心して送ることができる生活環境づくりに取り組みます。

また、犯罪や交通事故、児童虐待などから子どもたちを守るため、関係機関や団体、地域住民と連携を図りながら、未然防止から被害を受けた子どもに対するケアに至るまで、地域全体で取り組む体制づくりと活動の活性化を推進します。

### 取り組みの方向

#### (1) 総合支援体制の整備

- ①総合支援体制の整備
- ②子ども家庭総合支援拠点の整備

#### (2) 子育て支援のネットワークづくりと充実

- ①子育て支援センターの活動の充実
- ②子育て支援のネットワークづくり
- ③子育て情報提供サービスの充実
- ④児童虐待防止対策等の充実
- ⑤障がい児施策の充実

#### (3) 子どもにやさしい生活環境づくり

- ①良質な住宅の確保
- ②良質な居住環境の確保
- ③安全な道路交通環境の整備
- ④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ⑤利便性の高い交通環境の整備
- ⑥安心して外出できる環境の整備、
- ⑦安全・安心まちづくりの推進
- ⑧子どもを犯罪等の被害から守るために活動の推進
- ⑨児童の健全育成事業の充実
- ⑩子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

#### (4) 地域保健医療の連携と促進

- ①思春期保健対策の充実
- ②小児医療の充実

## 基本目標5 子育てに配慮した労働環境の整備

共働き世帯が増加し、ライフスタイルが多様化するなかで、子育てと仕事の両立を実現するため、事業者や市民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう体制の整備や情報提供などに取り組みます。

### 取り組みの方向

#### (1) 仕事と子育ての両立

- ①男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等
- ②仕事と子育ての両立の推進

#### (2) 子育て支援サービスの充実

- ①病児・病後児保育体制の整備
- ②一時保育の充実、
- ③短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実
- ④保育サービスの充実、
- ⑤放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）の充実



## 教育・保育施設の充実

子育てと仕事の両立を支援するため、幼稚園、認可保育所（園）、認定こども園等の教育・保育施設の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

	令和2年度				令和3年度				令和4年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(a)	400	920	155	510	350	900	153	507	300	890	152	505
確保方策合計(b)	787	902	140	475	717	902	140	475	717	902	140	475
認定こども園	612	445	52	215	612	445	52	215	612	445	52	215
保育所（園）	-	457	86	254	-	457	86	254	-	457	86	254
幼稚園	175	-	-	-	105	-	-	-	105	-	-	-
特定地域型保育事業	-	0	2	6	-	0	2	6	-	0	2	6
上記以外	-	0	0	0	-	0	0	0	-	0	0	0
差引(c=b-a)	387	▲18	▲15	▲35	367	2	▲13	▲32	417	12	▲12	▲30

※▲は不足数を表します。

	令和5年度				令和6年度			
	1号 認定	2号 認定	3号認定		1号 認定	2号 認定	3号認定	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
量の見込み(a)	270	890	150	502	250	880	149	500
確保方策合計(b)	717	902	140	475	717	902	140	475
認定こども園	612	445	52	215	612	445	52	215
保育所（園）	-	457	86	254	-	457	86	254
幼稚園	105	-	-	-	105	-	-	-
特定地域型保育事業	-	0	2	6	-	0	2	6
上記以外	-	0	0	0	-	0	0	0
差引(c=b-a)	447	12	▲10	▲27	467	22	▲9	▲25

※▲は不足数を表します。

年々出生率が下がっていく傾向にあり、全体の量は微減しているが、保育ニーズは高まっています。そのため、教育認定の見込みが保育認定のそれに比べると減少率が高くなっています。確保方策については、保育ニーズ児の微減に伴い、待機児童が解消されると見込んでいます。

### ●教育・保育の認定区分について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が、基準に基づいて保育の必要性を認定し、給付を行います。

認定区分には以下の3区分があり、保育を必要とする事由に該当する方は、子どもの年齢に応じて2号認定又は3号認定を受けます。1号認定は、保育の必要性の有無に関わらず認定受けることができます。





## 地域子ども・子育て支援事業の推進

地域子ども・子育て支援事業は、地域の実情に応じた子ども・子育て支援を充実させるため、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業です。

### ●一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所（園）、地域子育て支援拠点、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

一時預かり（幼稚園在園児）		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1号認定	人日	500	480	470	465	460
	2号認定	人日	31,000	30,000	30,000	30,000	30,000
確保方策		人日	31,500	30,480	30,470	30,465	30,460

※人日：1年間における延べ利用日数

一時預かり（幼稚園在園児以外）		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	量の見込み	人日	550	550	550	550	550
	一時預かり事業	人日	500	500	500	500	500
	子育て援助活動支援事	人日	50	50	50	50	50
子育て短期支援（トワイライト）		人日	0	0	0	0	0

※人日：1年間における延べ利用日数

※子育て援助活動支援事業は、病児・緊急対応強化事業を除く

### ●延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所（園）等の保育を実施する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	150	148	145	140	138
確保方策	人	150	148	145	140	138

### ●病児保育事業

病児について、病院・保育所（園）等に敷設された専用スペース等を設け、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日	100	100	100	100	100
確保方策	病児保育事業	人日	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事	人日	100	100	100	100

※人日：1年間における延べ利用日数

※子育て援助活動支援事業は、病児・緊急対応強化事業を含む

### ●放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人	820	820	800	790	780
確保方策	人	820	820	800	790	780

## 第2期秩父市子ども・子育て支援事業計画〔概要版〕

令和2年3月

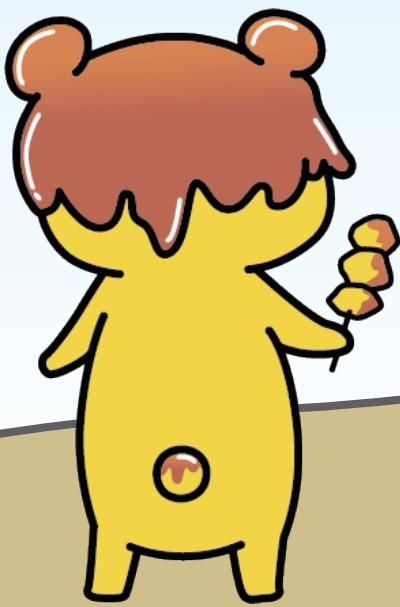
発行 秩父市

編集 秩父市福祉部こども課

住所 〒368-8686 秩父市熊木町8番15号

TEL 0494-22-2211（代表）

URL <http://www.city.chichibu.lg.jp/>



秩父市イメージキャラクター

ポテくまくん